

意見公募の実施結果について

令和8年2月19日に公示された山形地区のタクシー運賃改定を受け、酒田第一タクシー株式会社が運行する予約型乗合タクシーの運賃を改定するため、道路運送法第9条第5号の規定に基づき実施した意見公募の結果を、次のとおり公表します。

実施結果

政策等の名称	酒田第一タクシー株式会社が運行する乗合タクシーの運賃改定
政策等の案の公表の日	令和8年3月25日（水）
意見募集期間	令和8年3月25日（水）から令和8年4月3日（金）まで
意見募集の結果	意見提出者1名（提出意見1件）

寄せられた意見の内容と本市の考え方

No.	ご意見（原文）	本市の考え方
1	<p>1.（2）変更しようとする乗合タクシーの運賃</p> <p>①庄内空港乗合タクシー 酒田市街地～庄内空港 現行運賃1人1,860円 改定運賃1人2,300円</p> <p>②遊佐乗合タクシー Aエリア（豊岡・小松・岩川等～酒田市街地） 現行運賃1人1,860円 改定運賃1人2,100円</p> <p>とありますが、酒田市街地が共通しているのに運賃が相違する理由を明示してください。</p>	<p>酒田第一タクシー株式会社に確認したところ、現行で運賃が同じである①庄内空港乗合タクシーと②遊佐乗合タクシー（Aエリア）が、改定により運賃に相違が生じる理由は次のとおりとなります。</p> <p>乗合タクシーの運賃は、通常のタクシー運賃の約1/3を目安に設定しています。</p> <p>国土交通省が示す上限運賃は、今回の改定により「初乗700円、その後240mごとに100円加算」となりました（現行は、初乗620円、その後274mごとに100円加算）。</p> <p>①庄内空港乗合タクシーと②遊佐乗合タクシー（Aエリア）の平均走行距離は約14.5kmと想定しており、改定後の計算式に基づくと通常のタクシー運賃は6,300円となるため、乗合運賃はその1/3である2,100円となります。</p> <p>なお、①庄内空港乗合タクシーについては、航空機の発着時刻（早朝・夜間）に合わせた特殊な勤務体制が必要となるため、今回の改定に合わせ、上記の運賃に200円を加算した料金設定としています。</p>